



金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場  
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場  
 金沢市営表参道自転車駐車場  
 金沢市営香林坊地下自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場

## 2 保管自転車等の台数

自転車 129台  
 原動機付自転車 1台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成19年5月1日から同月31日まで

## 4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号  
 財団法人 金沢まちづくり財団

## 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成19年6月11日から同年12月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第176号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	26台	1台
	4台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	12台	2台
	7台	
高尾台4丁目地内	1台	
片町1丁目地内	2台	
片町2丁目地内	2台	
寺町1丁目地内	1台	
末町地内	1台	
粟崎町地内	1台	
入江3丁目地内	1台	
古府2丁目地内	1台	
古府3丁目地内	1台	
西金沢3丁目地内	1台	
玉川町地内	1台	

松村2丁目地内	自 転 車	1 台
広岡3丁目地内	自 転 車	1 台
元菊町地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去した日  
平成19年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成19年6月11日から同年12月11日まで
  - (2) 場所  
金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
黒田伏見丘町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、黒田伏見丘会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
黒田2丁目全域
- 4 事務所  
金沢市黒田2丁目93番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
西森 勝  
金沢市黒田2丁目348番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
  - (1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
  - (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成19年6月11日

#### ●金沢市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前			変 更 後			変更年月日
八日市 出町東 町会	事務所の 所在地	金沢市八日市出町土地区画整理事業施行 地区10街区1番			金沢市八日市出町159番地3			平成19年 4月1日
	代表者の 氏名及び 住所	小林 昭進 金沢市八日市出町土地区画整理事業施行 地区10街区1番			米 俊哉 金沢市八日市出町159番地3			
	区 域	八日市出町71番～78番2、88番1～97番、 130番～153番、156番1～171番、175番、 176番、180番～181番3、185番～188番 11、221番1～221番7、7街区9番、7街区 10番、10街区～16街区の全部、26街区～ 28街区の全部、30街区3番～5番、31街区 ～39街区の全部			八日市出町71番～78番2、88番1～97番、 130番～153番、156番1～171番、175番、 176番、180番～181番3、185番～188番 11、221番1～221番7、842番、843番、 853番～952番、957番、959番、960番			
二ツ屋 町会	事務所の 所在地	金沢市二ツ屋町4番31号			金沢市二ツ屋町4番11号			平成19年 4月1日
	代表者の 氏名及び 住所	前川 昭夫 金沢市二ツ屋町4番31号			水口 昇 金沢市二ツ屋町4番11号			
	区 域	町の名称	字	地 番	町の名称	字	地 番	
		二ツ屋町		1番～9番、13番～24番、 101番～111番、302番～ 315番、401番～410番、 413番、414番、501番～ 522番、601番、602番、 606番～613番、701番～ 723番、801番～817番、 901番～913番、1001番及 び1004番～1026番	二ツ屋町		1番～24番、101番～122 番、201番～216番、301 番～316番、401番～414 番、501番1～501番3、 502番、503番1～503番 2、504番～522番、601 番～613番、701番～723 番、801番～817番、901 番～913番、1001番～ 1026番、1101番～1108番	
		イ	13番2、14番2、14番4～ 14番6、15番2、16番1、 17番1、18番1～18番5、 19番2～19番7、20番2、 20番4、21番2、43番2、 43番4、44番2、44番3、 44番5～44番10、45番1、 47番2、47番4、48番2、 101番及び102番		イ	13番2、14番2、14番4、 14番5、14番6、15番2、 16番1、17番1、18番1、 18番2、19番2、19番3、 19番7、44番3、44番5、 44番7、47番2、47番4、 48番2、101番、102番		
		ロ	30番2、31番2、32番、32 番2、32番3、32番5、32 番6、33番1、34番1、35 番1、36番2、36番3、37 番2、37番3、38番2、38 番3、39番2、75番2、76 番2、76番3、77番2、77 番3、78番、78番1、78番 2、79番1～79番4、80番 2、81番2、82番2、101番 及び102番		ロ	30番2、31番2、32番2、 32番3、32番5、32番6、 33番1、34番1、35番1、 36番2、36番3、37番2、 37番3、38番2、39番2、 75番2、76番2、76番3、 77番2、77番3、78番1、 78番2、79番1、79番2、 79番3、79番4、80番2、 81番2、82番2、101番、 102番		

	西念4丁目	7番～11番、2601番、2602番、2701番～2707番、2713番～2715番及び2801番～2804番	西都1丁目	1番～49番、68番～105番、115番～134番、153番～166番、167番1～167番4、168番、169番、269番～284番、296番～302番、309番、310番、314番、328番～333番
	二宮町	14番及び15番		
	西都1丁目	7番～46番、68番～105番、111番～136番、153番～169番、223番～226番、267番～288番、296番～305番、309番～311番、314番及び328番～333番		
	鞍月東1丁目	71番～73番、99番及び100番		

## ●金沢市告示第179号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成19年5月31日に職権削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性 別	生年月日
金沢市光が丘3丁目56番地	吉 村 進	男	昭和27年12月7日

## ●金沢市告示第180号

平成19年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第7項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

## 1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の300（1月当たり100分の25）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年29,640円（1月当たり2,470円）
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年30,000円（1月当たり2,500円）

## 2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年20,748円（1月当たり1,729円）
  - イ 1世帯につき年21,000円（1月当たり1,750円）
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年14,820円（1月当たり1,235円）
  - イ 1世帯につき年15,000円（1月当たり1,250円）
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年5,928円(1月当たり494円)

イ 1世帯につき年6,000円(1月当たり500円)

### 3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 市民税所得割額の年100分の84(1月当たり100分の7)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)

(3) 世帯別平等割 1世帯につき年5,520円(1月当たり460円)

### 4 介護納付金賦課額から減額する額

(1) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)

イ 1世帯につき年3,864円(1月当たり322円)

(2) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)

イ 1世帯につき年2,760円(1月当たり230円)

(3) 条例第31条第7項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)

イ 1世帯につき年1,104円(1月当たり92円)

## ●金沢市告示第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市もりの里2丁目、もりの里3丁目、鈴見台2丁目、鈴見町郡家山及び若松町南の全部並びにもりの里1丁目、田上町、上若松町、鈴見台1丁目、若松町3丁目、若松町京中及び若松町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金 沢 市 若松・鈴見地区 地区計画
金沢都市計画 地区計画	金沢市もりの里1丁目、田上町、田上2丁目、若松町及び旭町の各一部		田上第五地区 地区計画

## 公 告

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則(平成11年規則第79号)第10条第3項及び第11条の2第3項の規定により、事業所から次のとおり事業を廃止した旨の届出があったので、同規則第15条の規定により公告します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	サービスの種類	所 在 地	廃止年月日
リビングデイサービス	通所介護 介護予防通所介護	金沢市旭町3丁目13番15号	平成19年3月31日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、金沢都市計画特別用途地区の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 日時 平成19年7月10日 午後2時から
- 2 場所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所7階 第1委員会室
- 3 事案の概要 中心市街地活性化を図るため、市街化区域内の全ての準工業地域において、床面積の合計が1万㎡を超える大規模集客施設の立地規制を内容とする特別用途地区の案を作成しようとするものである。
- 4 公述の申出
  - (1) 申出の期限  
平成19年6月25日
  - (2) 申出の手続き等  
公述人として意見を述べるができる者は、金沢市に住所を有する者又は、事案に関し利害を有する者とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。  
なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。
- 5 その他
  - (1) 意見申出書の提出先及び問い合わせ先  
金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市都市整備局都市計画課
  - (2) 図書の縦覧場所  
計画書及び参考図は、金沢市都市整備局都市計画課において平成19年6月11日から同月25日まで縦覧に供する。

別記様式

意見書申出書			
平成19年7月10日開催される特別用途地区に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。			
	平成	年	月 日
(あて先) 金沢市長			
住 所		(電話番号	)
氏 名		印	
意見の趣旨	別紙のとおり (注)		

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字以内に横書き、楷書でお書きください。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により公告します。

なお、当該認定に係る同法第86条第8項の図書を、金沢市役所都市整備局定住促進部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年6月11日

金沢市長 山 出 保

一団地の名称	一 団 地 の 区 域	認定年月日
県営平和町住宅2	金沢市平和町2丁目41番、42番、52番1、53番、54番1、83番、119番、128番1	平成19年5月31日

## 選挙管理委員会告示

## ●金沢市選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の

1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)は、7,168人です。

平成19年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数)は、119,456人です。

平成19年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第74号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数)は、119,456人です。

平成19年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第75号

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)は、7,168人です。

平成19年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第76号

市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数(合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数)は、59,728人です。

平成19年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## 消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成19年6月11日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

場所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日時 平成19年7月1日(日)午前9時30分から午前10時まで

◎正 誤

○平成18年3月31日付け金沢市公報号外第8号の8

頁	箇 所	誤	正
19	下から3行目	第13条の2第3項	第11条の2第3項

平成19年(2007年)6月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年(2007年)6月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)